

# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
11	障害者自立支援給付及び障害児通所給付に関する事務 基礎項目評価書

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

丹波市は、障害者自立支援給付及び障害児通所給付に関する事務における特定個人情報ファイルを取扱うにあたり、その取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを理解し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置をもって、個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを、ここに宣言する。

### 特記事項

障害者自立支援給付及び障害児通所給付に関する事務では、情報システムの保守業務を外部業者に委託している。委託業務契約において、情報の適切な管理を図るための措置を講じている。

## 評価実施機関名

丹波市長

## 公表日

令和7年4月1日

# I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	障害者自立支援給付及び障害児通所給付に関する事務
②事務の概要	<p>障害福祉サービス等支給関係事務            障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法に従い、障害福祉サービスや障害児通所支援等の利用者の情報を管理するとともに、それに基づく障害福祉サービスや障害児通所支援等の給付費等の算定、給付管理を行う。</p> <p>具体的には、以下①～⑥のとおり。</p> <p>①【資格】            申請に基づきサービス受給情報を入力し、各種受給者証を発行</p> <p>②【資格】            ①の受給情報入力時に住民記録情報を参照            本人及び世帯員情報の確認時、必要に応じて他地方公共団体に住民情報を照会</p> <p>③【資格】            ①の受給情報に関する負担上限月額算定時に所得情報を参照            本人及び世帯員情報の確認時、必要に応じて他地方公共団体に所得情報を照会</p> <p>④【資格】            受給情報を国保連合会へ伝送、国保連合会から受領した結果情報を自立支援システムへ取り込み</p> <p>⑤【給付】            国保連合会から受領した各種給付費点検データを自立支援システムへ取り込み</p> <p>⑥【給付】            給付費点検後、返戻データ、承認データを国保連合会へ伝送</p>
③システムの名称	総合支援給付システム、児童通所給付システム、宛名システム、番号連携サーバ(団体内統合宛名システム)、中間サーバ
2. 特定個人情報ファイル名	
総合支援給付ファイル、児童通所給付ファイル、宛名特定個人情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表9、117の項 番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令 第60条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<p>[ 実施する ]</p> <p>&lt;選択肢&gt;            1) 実施する            2) 実施しない            3) 未定</p>
②法令上の根拠	<p>(情報照会の根拠)            番号法第19条8号            番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 144、145、146の項</p> <p>(情報提供の根拠)            番号法第19条8号            番号法第19条8号に基づく主務省令第2条の表 11,15,20,37,42,75,80,81,125,144,155,161の項</p>
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	丹波市 福祉部 障がい福祉課
②所属長の役職名	障がい福祉課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	〒669-3692 兵庫県丹波市氷上町成松字甲賀1番地 丹波市 ふるさと創造部 総合政策課
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	〒669-3602 兵庫県丹波市氷上町常楽211番地 丹波市 福祉部 障がい福祉課
⑨ 規則第9条第2項の適用	[ ]適用した
適用した理由	

## II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人が	[ 1,000人未満(任意実施) ] <選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和2年5月1日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[ 500人未満 ] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和2年5月1日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[ 発生なし ] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

## III しきい値判断結果

しきい値判断結果
特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない

## IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[ 基礎項目評価書 ]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書  2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[ <input type="radio"/> ]委託しない
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[ ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)		[ <input type="radio"/> ]提供・移転しない
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[ ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [ ]接続しない(入手) [ ]接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業		[ ]人手を介在させる作業はない
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	特定個人情報を含む書類は、施錠できる書庫等に保管すること、電子ファイルについては、許可なく利用端末から持ち出さないことを徹底している。	

9. 監査	
実施の有無	[ <input checked="" type="checkbox"/> ] 自己点検      [ <input type="checkbox"/> ] 内部監査      [ <input type="checkbox"/> ] 外部監査
10. 従業員に対する教育・啓発	
従業員に対する教育・啓発	<input type="checkbox"/> 十分に行っている      ] <ul style="list-style-type: none"> <li>&lt;選択肢&gt;</li> <li>1) 特に力を入れて行っている</li> <li>2) 十分に行っている</li> <li>3) 十分に行っていない</li> </ul>
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 [ <input type="checkbox"/> ]全項目評価又は重点項目評価を実施する	
最も優先度が高いと考えられる対策	<input type="checkbox"/> 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策      ] <ul style="list-style-type: none"> <li>&lt;選択肢&gt;</li> <li>1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策</li> <li>2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策</li> <li>3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策</li> <li>4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策</li> <li>5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)</li> <li>6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策</li> <li>7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策</li> <li>8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策</li> <li>9) 従業員に対する教育・啓発</li> </ul>
当該対策は十分か【再掲】	<input type="checkbox"/> 十分である      ] <ul style="list-style-type: none"> <li>&lt;選択肢&gt;</li> <li>1) 特に力を入れている</li> <li>2) 十分である</li> <li>3) 課題が残されている</li> </ul>
判断の根拠	利用端末へのアクセスをICカードとパスワードによる二要素認証によって限定し、権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策を講じている。

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年6月1日	I-5. 評価実施期間における担当部署	丹波市 福祉部 生活支援課	丹波市 福祉部 障がい福祉課	事後	組織変更に伴うものであるため、重要な変更には該当しない
平成29年6月1日	I-5. 評価実施期間における担当部署	生活支援課 課長 河津千鶴	障がい福祉課 課長 谷水 仁	事後	組織変更に伴うものであるため、重要な変更には該当しない
平成29年6月1日	I-8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問い合わせ	〒669-4192 兵庫県丹波市春日町黒井811番地	〒669-4192 兵庫県丹波市春日町黒井811番地	事後	組織変更に伴うものであるため、重要な変更には該当しない
平成29年6月1日	II-1. 対家人数 いつ時点の係数か	平成27年7月31日 時点	平成29年5月1日 時点	事前	特定個人情報保護評価書の定期的な見直し作業に伴う修正
平成29年6月1日	II-2. 取扱数 いつ時点の係数か	平成27年7月31日 時点	平成29年5月1日 時点	事前	特定個人情報保護評価書の定期的な見直し作業に伴う修正
平成30年6月1日	II-1. 対家人数 いつ時点の係数か	平成29年5月1日 時点	平成30年5月1日 時点	事前	特定個人情報保護評価書の定期的な見直し作業に伴う修正
平成30年6月1日	II-2. 取扱数 いつ時点の係数か	平成29年5月1日 時点	平成30年5月1日 時点	事前	特定個人情報保護評価書の定期的な見直し作業に伴う修正
令和1年6月1日	I-7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	〒669-3692 兵庫県丹波市水上町成松字甲賀1番地	〒669-3692 兵庫県丹波市水上町成松字甲賀1番地	事後	組織変更に伴うものであるため、重要な変更には該当しない
令和1年6月1日	II-1. 対家人数 いつ時点の係数か	平成30年5月1日 時点	令和元年5月1日 時点	事前	特定個人情報保護評価書の定期的な見直し作業に伴う修正
令和1年6月1日	II-2. 取扱数 いつ時点の係数か	平成30年5月1日 時点	令和元年5月1日 時点	事前	特定個人情報保護評価書の定期的な見直し作業に伴う修正
令和1年6月1日	新様式への変更				
令和2年6月1日	評価の再実施				
令和3年7月16日	I-4. ②法令上の根拠	番号法第19条第7号	番号法第19条第8号	事前	令和3年9月1日施行の法改正に伴うもの
令和7年4月1日	I-5. 評価実施期間における担当部署	丹波市 健康福祉部 障がい福祉課	丹波市 福祉部 障がい福祉課	事前	組織変更に伴うものであるため、重要な変更には該当しない
令和7年4月1日	IVリスク対策8. 人手を介在させる作業	-	十分である (判断の根拠) 特定個人情報を含む書類は、施錠できる書庫等に保管すること、電子ファイルについては、許可なく利用端末から持ち出さないことを徹底している。		新様式における評価の再実施
令和7年4月1日	IVリスク対策11. 最も優先度が高いと考えられる対策最も優先度が高いと考えられる対策	-	3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策		新様式における評価の再実施
令和7年4月1日	IVリスク対策11. 最も優先度が高いと考えられる対策当該対策は十分か【再掲】	-	十分である (判断の根拠) 利用端末へのアクセスをICカードとパスワードによる二要素認証によって限定し、権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策を講じている。		新様式における評価の再実施
令和7年4月1日	I-3. 法令上の根拠	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律第27号。以下「番号法」という。)第9条第1項(利用範囲)及び別表第一の8、84の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年9月10日内閣府総務省令第5号)第8条、第60条	番号法第9条第1項 別表9、117の項 番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令 第60条	事後	根拠法について記載の整理
令和7年4月1日	I-4. ②法令上の根拠	・番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二(別表第二における情報提供の根拠) 第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給に関する情報」又は「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による療養介護若しくは施設入所支援に関する情報」又は「児童福祉法による障害児通所支援に関する情報」が含まれる項 : 26、56の2、57、87の項(別表第二における情報照会の根拠) 10、11、12、16、108、109、110の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年12月12日内閣府総務省令第7号)(情報提供の根拠) 第19条、第30条、第31条、第44条(情報照会の根拠) 第9条、第10条、第55条	(情報照会の根拠) 番号法第19条8号 番号法第19条8号に基づく主務省令第2条の表 144、145、146の項 (情報提供の根拠) 番号法第19条8号 番号法第19条8号に基づく主務省令第2条の表 11,15,20,37,42,75,80,81,125,144,155,161の項	事後	根拠法について記載の整理